

平成26年度 町県民税の変更点について (均等割の引き上げ)

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年12月2日公布、施行）」が制定されたことに伴い、平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、個人の住民税の均等割を、町民税・県民税のどちらも年額500円引き上げることになりました。

| | | ～平成25年度 | 平成26～30年度 | 平成31～35年度 | 平成36年度～ |
|-----|-------------|---------|-----------|-----------|---------|
| 町民税 | 標準税率 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 |
| | 変更分 | — | 500円 | 500円 | — |
| 県民税 | 標準税率 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 |
| | あいち森と緑づくり税※ | 500円 | 500円 | — | — |
| | 変更分 | — | 500円 | 500円 | — |
| 合計 | | 4,500円 | 5,500円 | 5,000円 | 4,000円 |

※「あいち森と緑づくり税」は、愛知県県税条例の改正により、平成26から30年度まで期間が延長されることとなりました。